

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月二十八日奈良県指令郡土第二二一四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年五月二十九日郡土第六一〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年五月二十九日郡土第一九八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市丹波市町六一番六、七九番一の一部及び八〇番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市別所町八〇番地六

株式会社あつやホーム 代表取締役 丸山好一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市丹波市町六一番六、七九番一の一部及び八〇番一の一部

下水道 天理市丹波市町六一番六、七九番一及び八〇番一の各一部